

光地区消防組合消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

光地区消防組合

管理者 芳岡 統

光地区消防組合規則第2号

光地区消防組合消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則
光地区消防組合消防本部の組織に関する規則（令和3年光地区消防組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 消防総務課 人事庶務係 消防団係

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 企画財務課 企画財務係 管理係

別表中

「

課	係	事務分掌
総務課	企画情報係 庶務係 財務係	監査委員及び公平委員会事務 1 監査委員に関すること。 2 公平委員会に関すること。 企画調整事務 1 消防事務の総合企画及び調査に関すること。 2 構成市町との調整に関すること。 3 会議等の開催に関すること。 4 請願及び陳情の統括的処理に関すること。

5 各種統計事務の総括及び調整に関すること。

6 消防関係団体の事務に関すること。

7 行政視察、研修等の受け入れ及び庁舎の利用に関すること。

8 その他企画調整事務に関すること。

広報情報事務

1 広報及び広聴事務の調整に関すること。

2 ホームページの管理運用に関すること。

3 情報公開に関すること。

4 個人情報の保護に関すること。

5 消防音楽隊に関すること。

6 庁内情報化の推進に関すること。

7 その他広報情報事務に関すること。

財政事務

1 財政の計画に関すること。

2 予算及び決算に関すること。

3 財政事情の調査、報告及び公表に関すること。

4 公会計制度に関すること。

5 補助、組合債及び一時借入金に関すること。

6 公有財産の統括管理に関すること。

7 損害補償に関すること。

8 普通財産の取得及び処分に関すること。

9 物品の処分に関すること。

10 その他財政事務に関すること。

総務事務

1 儀式並びに褒賞及び表彰に関すること。

- 2 議会の招集及び議案の作成並びに連絡調整に関する事。
- 3 条例及び規則等の制定、改廃及び審査に関する事。
- 4 公告式に関する事。
- 5 公印の管守に関する事。
- 6 法律等の施行に伴う事務の調整に関する事。
- 7 文書の收受發送、浄書、編さん及び保存に関する事。
- 8 訴訟の統括に関する事。
- 9 庁舎の維持管理に関する事。
- 10 公用自動車等の管理に関する事。
- 11 消防本部及び消防署の連絡及び調整に関する事。
- 12 地方分権及び権限移譲に関する事。
- 13 組織機構及び職員定数に関する事。
- 14 職員の任命、分限、懲戒及び服務に関する事。
- 15 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 16 職員の保健、衛生その他厚生福祉に関する事。
- 17 被服等の貸与に関する事。
- 18 退職年金、退職手当及び公務災害補償に関する事。
- 19 職員の研修計画に関する事。
- 20 消防職員委員会に関する事。
- 21 人事評価に関する事。
- 22 人事管理全般に関する事。
- 23 応援協定等の締結に関する事。

		<p>2 4 消防用水利の整備計画に関するこ と。</p> <p>2 5 その他総務事務に関するこ と。</p> <p>入札監理事務</p> <p>1 業者の入札参加資格に関するこ と。</p> <p>2 工事、物品、業務委託等の指名競争入 札等参加の選定に関するこ と。</p> <p>3 入札手続、執行等に関するこ と。</p> <p>4 契約行為の統括に関するこ と。</p> <p>5 その他入札監理事務に関するこ と。</p>
--	--	--

」を

「

課	係	事務分掌
消防総務課	人事庶務係 消防団係	<p>総務事務</p> <p>1 儀式並びに褒賞及び表彰に関するこ と。</p> <p>2 議会の招集及び議案の作成並びに連 絡調整に関するこ と。</p> <p>3 条例及び規則等の制定、改廃及び審査 に関するこ と。</p> <p>4 公告式に関するこ と。</p> <p>5 公印の管守に関するこ と。</p> <p>6 法律等の施行に伴う事務の調整に関 するこ と。</p> <p>7 文書の收受発送、浄書、編さん及び保 存に関するこ と。</p> <p>8 訴訟の統括に関するこ と。</p> <p>9 庁舎の使用に関するこ と。</p> <p>1 0 公用自動車等の使用に関するこ と。</p> <p>1 1 消防本部及び消防署の連絡及び調整 に関するこ と。</p> <p>1 2 地方分権及び権限移譲に関するこ と。</p>

		<p>と。</p> <p>1 3 組織機構及び職員定数に関する こと。</p> <p>1 4 職員の任命、分限、懲戒及び服 務に関すること。</p> <p>1 5 職員の給与、勤務時間その他勤 務条件に関すること。</p> <p>1 6 職員の保健、衛生その他厚生福 祉に関すること。</p> <p>1 7 退職年金、退職手当及び公務災 害補償に関すること。</p> <p>1 8 職員の研修計画に関すること。</p> <p>1 9 消防職員委員会に関すること。</p> <p>2 0 人事評価に関すること。</p> <p>2 1 人事管理全般に関すること。</p> <p>2 2 協定等の締結に関すること。</p> <p>2 3 消防長会に関すること。</p> <p>2 4 その他総務事務に関すること。</p> <p>消防団事務</p> <p>1 消防協会等に関すること。</p> <p>2 構成市町の消防団の体制強化及び 消防水利の適正配置に関すること。</p> <p>3 構成市町の消防団員に対する訓練 礼式及び各種操法等の指導に関する こと。</p> <p>4 構成市町の消防団員の諸行事に関 すること。</p> <p>5 構成市町の自主防災組織の指導に 関すること。</p> <p>6 構成市町の消防団員との連絡調整 及び協調に関すること。</p> <p>7 その他消防団に関し必要なこと。</p>
企画財務課	企画財務係 管理係	<p>監査委員及び公平委員会事務</p> <p>1 監査委員に関すること。</p>

2 公平委員会に関すること。

企画調整事務

- 1 消防事務の総合企画及び調査に関すること。
- 2 構成市町との調整に関すること。
- 3 会議等の開催に関すること。
- 4 請願及び陳情の統括的処理に関すること。
- 5 各種統計事務の総括及び調整に関すること。
- 6 消防関係団体の事務に関すること。
- 7 行政視察、研修等の受け入れに関すること。
- 8 その他企画調整事務に関すること。

広報情報事務

- 1 広報及び広聴事務の調整に関すること。
- 2 ホームページの管理運用に関すること。
- 3 情報公開に関すること。
- 4 個人情報の保護に関すること。
- 5 消防音楽隊に関すること。
- 6 庁内情報化の推進に関すること。
- 7 その他広報情報事務に関すること。

財政事務

- 1 財政の計画に関すること。
- 2 予算及び決算に関すること。
- 3 財政事情の調査、報告及び公表に関すること。
- 4 公会計制度に関すること。
- 5 補助、組合債及び一時借入金に関すること。
- 6 公有財産の統括管理に関すること。

- 7 損害補償に関すること。
- 8 普通財産の取得及び処分に関すること。
- 9 被服等の貸与に関すること。
- 10 その他財政事務に関すること。

入札監理事務

- 1 業者の入札参加資格に関すること。
- 2 工事、物品、業務委託等の指名競争入札等参加の選定に関すること。
- 3 入札手続、執行等に関すること。
- 4 契約行為の統括に関すること。
- 5 その他入札監理事務に関すること。

施設等管理事務

- 1 庁舎の維持管理に関すること。
- 2 消防施設の整備に関すること。
- 3 物品の処分に関すること。
- 4 公用自動車等の管理に関すること。
- 5 施設の長寿命化の計画に関すること。
- 6 その他施設等管理業務に関すること。

組合議会事務

- 1 条例及び規則等の制定、改廃及び審査に関すること。
- 2 議員報酬及び費用弁償に関すること。
- 3 議会の傍聴に関すること。
- 4 議員の出欠に関すること。
- 5 議案の整理及び配布に関すること。
- 6 議決報告に関すること。
- 7 議員提出議案及び決議案の作成に関すること。
- 8 議事の記録に関すること。
- 9 会議録の作成及び編さんに関すること。
- 10 その他組合議会に関すること。

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(光地区消防組合庁舎管理規則の一部改正)
- 2 光地区消防組合庁舎管理規則(昭和52年光地区消防組合規則第1号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「総務課長」を「消防総務課長」に改める。
(光地区消防組合消防職員委員会に関する規則の一部改正)
- 3 光地区消防組合消防職員委員会に関する規則(平成8年光地区消防組合規則第1号)の一部を次のように改正する。
第2条中「総務課長」を「消防総務課長」に改める。
第11条中「総務課」を「消防総務課」に改める。
(光地区消防組合情報公開審査会規則の一部改正)
- 4 光地区消防組合情報公開審査会規則(平成25年光地区消防組合規則第2号)の一部を次のように改正する。
第4条中「消防本部総務課」を「消防本部企画財務課」に改める。
(光地区消防組合出納員等に関する規則の一部改正)
- 5 光地区消防組合出納員等に関する規則(平成25年光地区消防組合規則第7号)の一部を次のように改正する。
別表第1設置箇所の欄中「総務課」を「企画財務課」に改める。
別表第2設置箇所の欄中「総務課」を「企画財務課」に、同表分任出納員の欄中「総務課」を「企画財務課」に改める。
(光地区消防組合個人情報保護審査会規則の一部改正)
- 6 光地区消防組合個人情報保護審査会規則(令和5年光地区消防組合規則第2号)の一部を次のように改正する。
第4条中「消防本部総務課」を「消防本部企画財務課」に改める。